

令和元年 9 月議会

生活環境委員会 報告資料

- | | |
|---|------|
| ○ 新しい福岡市道路整備計画（（仮称）アクションプラン2024）の策定について | 1 頁 |
| ○ 福岡広域都市計画下水道の変更（市決定）について | 4 頁 |
| ○ 周船寺第 1 雨水幹線築造工事請負契約の締結について | 10 頁 |

令和元年 9 月

道路下水道局

新しい福岡市道路整備計画((仮称)アクションプラン2024)の策定について

1 概要

道路は、市民生活や都市活動を支える最も基本的な社会資本であり、福岡市では、昭和63年度からこれまで、概ね4～5年毎に道路整備の計画を策定し整備を進めてきた結果、平成30年度末現在約3,900kmの道路を管理している。

この度、現計画である「福岡市道路整備アクションプラン2020」が、令和2年度に計画期間の満了を迎えるものの、引き続き事業を継続していく路線やこれから事業に着手する路線を、計画的に整備していく必要があることから、令和3年度以降の道路整備の考え方等を整理し、新しい福岡市道路整備計画の策定に着手するもの。

2 検討の方向性

(1) アクションプラン2020の概要

アクションプラン2020は、平成29年度からの10年間（H29～R8）の道路整備の基本的な考え方「3つのビジョンと10の柱」及び平成29年度からの4年間（H29～R2）の道路整備の方向性と目標を定めた実施計画である。

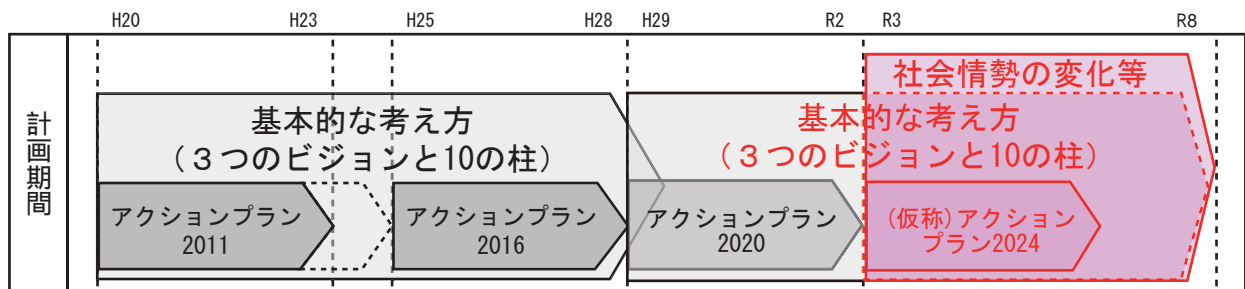
(2) 検討の方向性

新しい福岡市道路整備計画については、現行の「基本的な考え方」を踏まえつつ、以下の3つの観点から検討を行い、福岡市が目指すまちづくりを着実に進めるため、今後4年間（R3～R6）の方向性と目標を示した実施計画を策定するもの。

- ① 現行の「基本的な考え方」の検証を行う
- ② 近年多発する災害への備えや超高齢化社会への対応、訪日外国人を始めとする観光需要の増加など、昨今の社会情勢の変化等を踏まえる
- ③ 現アクションプランの進捗状況、交通事情、市民ニーズなどを十分に勘案する

(3) 計画内容（案）

- ① 道路交通の現況等
- ② 市民及び道路利用者の道路整備のニーズ
- ③ 社会情勢の変化等を踏まえた道路整備の「基本的な考え方」
- ④ 今後4年間の主要施策・成果指標・整備路線（継続及び新規）



※ 市実施計画（政策推進プラン）の計画期間に合わせ、アクションプラン2016を策定したもの

3 今後のスケジュール

	令和元年度				令和2年度				令和3年度
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
プラン検討			原案の検討 (基本的な考え方や施策等の検討・整理)			パブリック コメント		成案 作成	● 公表
福岡市道路整備 懇談会		3回程度開催							
生活環境委員会 報告		● 着手				● 検討状況	● 検討状況	● 策定	

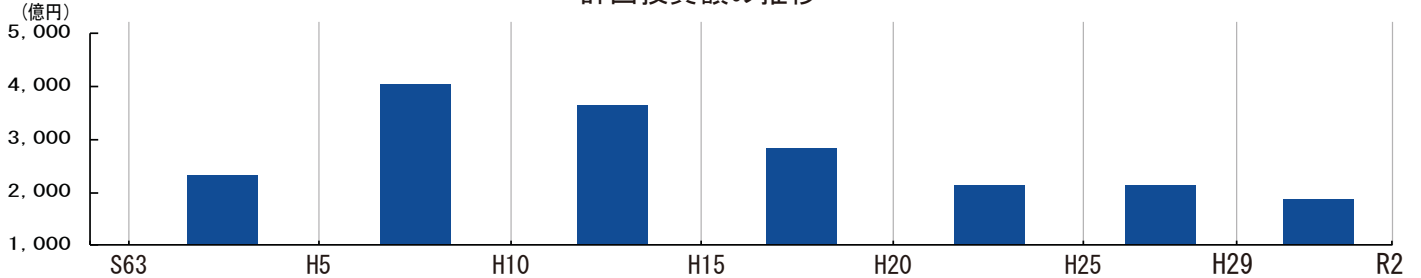
学識経験者や道路利用者などで構成される福岡市道路整備懇談会等において助言をいただきながら、将来の道路整備の基本的な考え方や施策などについて検討を行い、令和2年度末の策定を目指す。

【参考 1 道路整備計画の変遷】

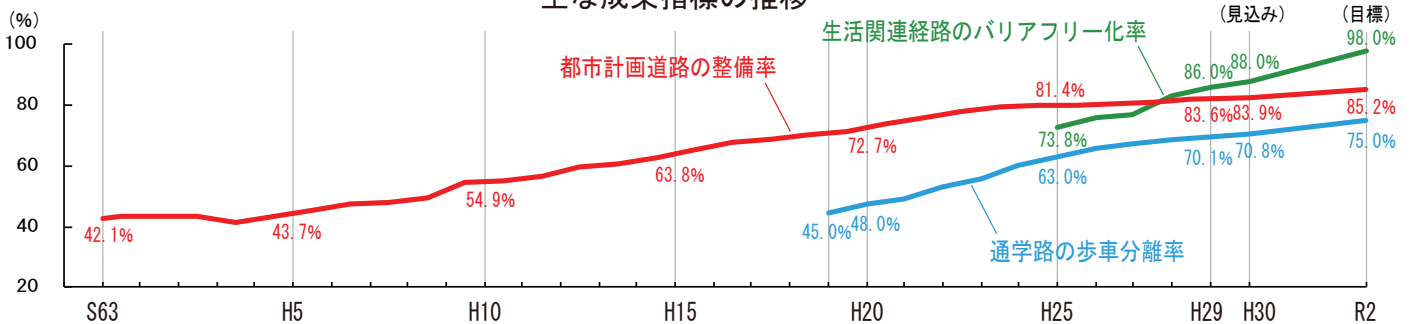
道路整備計画

計画名	道路整備五箇年計画	道路整備五箇年計画	新道路整備五箇年計画	道路整備アクションプラン	道路整備アクションプラン2011	道路整備アクションプラン2016	道路整備アクションプラン2020
計画期間	S63～H4	H5～9	H10～14	H15～19	H20～23	H25～28	H29～R2
計画投資額	約2,352億円	約4,069億円	約3,651億円	約1,857億円	約1,150億円	約1,145億円	約848億円

計画投資額の推移



主な成果指標の推移



※通学路の歩車分離率についてはH19年度から、生活関連経路のバリアフリー化率についてはH25年度から統計を開始

【参考 2 福岡市道路整備アクションプラン2020】

道路整備の基本的な考え方（3つのビジョンと10の柱）



ユニバーサル都市・福岡を実現する道づくり



都市の魅力に磨きかける道づくり



市民の安全・安心をささえる道づくり

- 1 人に優しい道づくり
- 2 公共交通を活かす道づくり
- 3 自転車と共生する道づくり
- 4 経済活動を支える道づくり
- 5 FUKUOKAを楽しむ道づくり
- 6 まちづくりと連携した道づくり
- 7 災害に強い道づくり
- 8 次世代に繋ぐ道づくり
- 9 環境に配慮した道づくり
- 10 みんなで守り育む道づくり

福岡広域都市計画下水道の変更（市決定）について

福岡広域都市計画下水道 福岡公共下水道に定める排水区域を次のように変更する。

排水区域

注) 朱書き・下線は新, () は旧を示す

名 称	備 考
福岡公共下水道	<u>約17,391ha</u> (約17,387ha)

「排水区域は総括図表示のとおり」

理 由

生活環境の改善, 浸水の防除, 公共用水域の水質保全に資するため, 本案のとおり変更するものである。

[参 考]

総括表

項 目	変更前	変更後	増 減
排水区域	約17,387ha	約17,391ha	約4ha 増
下水管渠	11幹線	11幹線	増減なし
その他の施設	59箇所	59箇所	増減なし

排水区域の変更概要

種 別	処理区	排水区	地区名	面積	土地利用
公共下水道	西部	壱岐東	橋本駅前	約4ha	市街化区域